

お客様各位

東京植物検疫協会

減額請求措置の減額率の変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から当協会の運営につきましては格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の賦課金・立会料(輸出用梱包材消毒証明料を除く。)の請求額については、年度繰越金の適正化を図るため減額請求措置を継続しており、その減額率については、毎年秋の理事会で審議・決定することとしております。

「東京植検だより第 213 号」(令和 2 年 12 月 1 日)によりお知らせしたところですが、令和 2 年 10 月に行われた令和 2 年度第 2 回理事会において、今後コンテナ貨物の輸入量の減少が想定されるため、安定した協会運営のために、減額率を 20% から 10% に変更することが承認され、本年 5 月 17 日に開催された第 53 回総会において、減額率を 10% に変更すること、変更は 6 月 1 日検査分から適用することが承認されました。

つきましては、6 月 1 日検査分より、減額率を 10% として請求させていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

敬具

本件に関する問い合わせ先 : 総務グループ 永谷、宮内

TEL: 03-5531-8533 E-mail: soumu-g@tokyo-syokken.gr.jp